

西田の新資料「倫理学講義ノート」における

至誠とリップス倫理学

中嶋 優太

はじめに

至誠とは善行に欠くべからざる要件である（NKZ1123）。

西田幾多郎は『善の研究』で自己の内的要求を善となす「至誠の倫理」を主張した^①。山鹿素行が「居敬」を強調する朱子学を批判する中で「己むを得ざるものとしての誠」を主張したように、西田もまた、自己の自然な情意や傾向性を束縛する義務を否定する。他方で、真の自己、完全な人格の要求は我々の作為ではなく事実であるとして、単なる私欲や一時の情欲と区別してもいい。素行の「誠」も単に主観的なものではなく「天地の道」であったが、自然的な情意を肯定し、我々の内的要求を救い取りつつ、客観性を確保することは至誠の倫理が抱える共通の課題であった。

西田の新資料「倫理学講義ノート」（以下「ノート」と表記）は『善の研究』のもととなった四高での倫理講義の四年後の一九一〇年九月から西田が京都帝国大学で行った倫理学の講義ノート

である。このノートでは「純粹経験」という言葉が用いられ『善の研究』の基本的な立場が踏襲されている。この点も「good〔善〕」を論じる際に「至誠」および「Ireu〔誠実〕」というドイツ語が重要な概念として登場し、『善の研究』に比してより主題的に「至誠の倫理」が展開されている。興味深いのは西田が「至誠」を、T・リップス（Lipps, Theodor (1851-1914)）の『倫理学の根本問題（Die ethischen Grundfragen）』（第二版一九〇五年）と関連付けて論じ、その事実性・客観性を強調していることである。

リップスには美学、心理学、論理学、倫理学など数多くの分野に著作がある。西田がリップス美学の感情移入説に注目したことは知られているが、倫理学への関心は知られていなかった^②。哲学者としてのリップスは、心理主義の代表者とみられることも多いが、一九〇二年以降には論理主義へ移る。『倫理学の根本問題』はカント倫理学を心理主義的に解釈し直したものであるが、第二版には部分的な追記があり、論理主義的な要素を含んでいる。と

りわけ、その倫理思想の鍵である「事実」に関して心理主義と論理主義が混在するキメラ的な著作となっているのである。

本稿では、至誠の倫理の共通課題である客観性の問題に西田がどのように取り組んだのかを事実性を強調するリップス倫理学の受容という観点から考察する。リップス倫理学における事実をめぐる思想の二面性は、心理主義と論理主義の対立の中での西田の立ち位置の変化を浮き彫りにすることにもなるだろう。

一 「善の研究」における至誠の倫理

まず「善の研究」に即して至誠の倫理の概略を確認する。

人格の内的必然即ち至誠 (NKZ1:123) / 真の人格的要求即ち至誠 (NKZ1:123-124)

西田は、自己ないし人格の内的要求を至誠と呼び、その要求の実現を善とする。内的要求を肯定するこの立場は、自己の欲求や傾向性を束縛する義務を否定する。

世の所謂道德家なる者は《中略》義務とか法則とかいつて、徒らに自己の要求を抑圧し活動を束縛するのを以て善の本性と心得て居る。《中略》が、一層大なる要求を攀援すべき者があつてこそ、小なる要求を抑制する必要があるのである、徒らに要求を抑制するのは反つて善の本性に悖つたものである (NKZ1:115-116)。

しかし、このように自己の内的な欲求や傾向性を肯定することは、単なる私欲の肯定となり、社会や人類の観点での善さ、つまり客観的な善さにつながらないのではないか。この懸念に対して

西田は「我々の真摯なる要求は我々の作為したものではない、自然の事実である」(NKZ1:123-124)と反論する。西田が肯定するのは「真に精神全体の最深なる要求」といわれる内的要求の完全な有り様であり、真の自己、完全な人格の探求を条件とする。その真の自己の要求は、我々が任意に設定することのできない事実性を帯びたもの(自然の事実)とされるのである。「善の研究」において、西田は至誠の倫理の客観性を要求の事実性に求めたといえる。しかし、そもそも西田にとって倫理における事実性は何を意味したのか。以下では、動機的事実性を強調するリップス倫理学を利用しつつ展開された「ノート」での至誠論を考察する。

二 「倫理学講義ノート」第三分冊における至誠の倫理

「倫理学講義ノート」は主に四冊のノートからなる。至誠の倫理に関わるのは、その三冊目で、第四章「Good」の後半、第五章「善の形式」、第六章「Moral Insight (道德的洞察)」を含む。西田は第四章後半で価値意識(「好悪の情」を引き起こす「disposition (気質)」[a priori tendency (アプリアリナ傾向性)]の心理学的発展について論じ(別:86)、道德的意識を「enlargement of life (生の拡張)の one form (形式)」にとらえ、そうした生の拡張のプロセスとは別に義務と呼ばれる特別な道德的意識があるわけではないと主張する(別:100)。「enlargement of life」は「Selbstbehaftung [自己主張]」、「selfrealization [自己実現]」とも言い換えられ、上の主張は、道德的善を自己の内的要求の満足とする至誠の倫理の基本的主張と同義である(別:106)。第五・六

章では、この立場から倫理的な諸問題や、自己の要求、真の自己が問われる。西田によれば、真の自己は「至誠」や「Do your Best」という言葉でとらえられる意識の状態である。

次に、こうした至誠の倫理について、その客観性を論じる際に西田が援用するリップス『倫理学の根本問題』に目を向けたい。

三 リップス『倫理学の根本問題』における

「treu」[誠実]の規則

西田はリップスをいつ読んだのか。日記によれば、倫理学講義の二年前の一九〇八年二月に『意識と対象 (Bewußtsein und Gegenstände)』を Friedländer に注文しており、この書を読んだ読書ノートも発見されている。⁽⁶⁾『意識と対象』はリップスの論理主義的転回を示すテキストでもある。一九一〇年九月に倫理学講義を始め、直後の十月に「学校に行き Lips かり来る 午後平安神社内を散歩す Lips よむ」、十一月には「Lips よみ始む」。「ノート」をみる限り、このときに読まれたのが『倫理学の根本問題』であり、それが借りて読まれたとすれば、このときが初読と考えられる。西田は短期間にリップス倫理学を吸収し、その成果を進行中の講義に利用した。『倫理学の根本問題』はなぜそれほど西田の関心を引いたのか。一つにはリップスが第六講「最高の道德規範と良心」で挙げた「treu」[誠実]の規則 (U: 153, 訳: 190) がある。西田はこの規則を自身の至誠の倫理と関連付けた。

余の standpoint「立場」から Kant を継承した Lips の practical rule「実践的規則」を criticize「批判」して見ると

氏が第一の Verhalte dich so, dass du dir selbst treu sein kannst!「汝自身に忠実であり得るようにあれ!」といふは、異論はない。つまり至誠といふことである (別: 127)。

リップスは「誠実であるように」ではなく「誠実であり得るように」としている。我々は不完全で誤りやすい人間であるから誤った自己に対して誠実であってはならない。後になって自分がそれについて「撤回」や「非難」をする、つまり不誠実となる恐れがないように客観的妥当的な意志決定をせよ、と彼はいう。約束した内容が不道德であることに気がつき、約束を破棄した場合、やはりそれは道德的な非難に値するが、非難は約束をしてはならないことを約束し、自分自身に不誠実にならざるを得ないように振る舞った点にむけられる (U: 153, 訳: 192)。

したがって、リップスの「treu」の規則の背景には、客観的妥当的で正しい意志決定と、正しい意志決定を行う道德的人格の問題があった。この問題をリップスは先立つ第五講「道德上の正当性」で論じる。西田が注目したのもこの第五講での事実をめぐるリップスの一連の主張だった。次節ではその主張を確認したい。

四 「事実が私の中で十分に作用する」

——リップスの事実の作用の倫理

リップスが道德的な正しさのために求めるのは次のことである。事実が私の中で十分に作用する (Tatsachen gelangen in mir zu ihrer vollen Wirkung) (U: 128, 訳: 159)。
リップスは、意志決定に際して考慮されるべきあらゆる事実 (＝

動機)を知り、それらの事実が私の意識の中で十分に作用すれば、必然的に正しい意志決定が生じると主張する。

正しい意志決定は真なる事実認識と共に客観的妥当性によって特徴付けられる。判断に際して考慮すべきあらゆる事実を知り(経験の完全)、それらの事実が私の中で、十分に、しかも一緒に、つまり調和して作用するなら、判断は客観的妥当的である。なぜなら、新たな事実があらわれてその判断の破棄を迫る恐れがないからである。正しい意志決定についても同様である。その場合、考慮されるべき事実は「この意志決定の可能な『動機』である(U:124 訳:154)。「動機」について、リップスは「一般的人間性の中に根拠をもつあらゆる動機は、私にとって悪ではなく、それだけとして見れば、むしろ善(U:66 訳:76)として、基本的に我々の動機や欲求を肯定的にとらえる。正しい意志決定は、その決定に際して人間が抱きうるすべての動機を想起し、その動機が十分に、かつ調和的に作用したときに生じる意欲である。

『物理的事実についての判断と』同様に客観的に妥当的なまた道徳的に正当な意志決定に対しても、そのために考察に入ってくるあらゆる可能な動機が、個々別々に私の中に作用し、その十分な動機力を展開すること《中略》だけではまだ十分ではない。むしろこの場合にも《中略》これらの動機または目的を相互に考量(abwägen)し、その作用《中略》を相互に調和させなければならない(U:127, 訳:159)。

こうした正しい意志決定はしばしば妨げられる。自分に近い事実(私自身の喜び)は、遠い事実(他者の喜び)より大きな動機

力を私に及ぼすし、その時々々の気分、状態、気質によって印象の受け方が変わる。こうした意志決定のあり方をリップスは「主観的に制約されている」という。主観的制約は変化しやすいからその意志決定は客観的妥当的ではない。正しい意志決定は、そうした妨げのない「客観的に制約された意欲」である。我々は主観的制約を捨象し、諸動機を「客観的な光(objective Beleuchtung) (U:45 訳:181)の中で、つまり個人の見地ではなく普遍的に人間的な見地で、その事実性においてとらえるべきである。

意志決定において、あらかじめ自己の快楽と他者の快楽、自己の悲しみと他者の悲しみを、その十分な事実性において、それゆえ同等の仕方でその権利を認めるならば、私の意志決定は常に客観的妥当的となることが分かり、私は意志決定を破棄する必要がないであろう(U:35, 訳:165)。

さらに、この立場からカント倫理学上の重要概念が再考される。カントの「傾向性から行った行動は道徳的ではない」(U:136, 訳:169)は、「傾向性」を意欲の主観的制約という狭い意味でとらえる場合であり、すべての道徳的心情は「善への傾向性」(U:136, 訳:170)である。また、「義務」の意欲は「当為」の意欲であり、それは「純粹にかつあらゆる方面にわたって、客観的に制約された意欲の意欲」(U:46, 訳:183)である。さらに「理性」は「客観的にすなわち認識された事実によって自己を規定させる能力」(U:46, 訳:183)とされる。リップスはカント倫理学を「事実が私の中で十分に作用する」ことに引きつけるのである。

五 西田のリップス評価

今、確認したリップスの事実の作用の倫理とでもいうべき議論を西田はどう評価しているのか。西田は、第四章後半で、上記のリップス倫理学の諸論点（経験の完全性、客観的制約、客観的光、カント解釈等）を三頁にわたって要約し、次のように評価する。

Lipsの考は大に《energeistm》「活動説」に近づくと共に Kantのいった様な duty「義務」についての schroffe Bedeutung「際だった意味」はなくなつて居る（別：102）⁶⁴。

まず、西田はリップスがカント倫理学の義務の観念をとらえなおしたことを評価し、価値意識の発展の中に義務の観念を還元する自身の議論のために援用している。また、西田は真の自己の有り様、つまり「至誠」や「Do your best」と呼ばれる意識状態について論じる際にも、リップス倫理学を利用している。西田は、すべての動機を想起し、それを調和させるというリップスのアイデアを援用し、それを「人間の誠」、つまり真の自己だとする。

先づ reflection「反省」に由つて、今為せうとする motive「動機」と関係するすべての motivesを想起せよ。できるだけの力を以て之を harmonize「調和」せよ。harmonizeするといふのは Einheit「統一」をうるのである。之を人間の誠といふ。誠といふことが only one virtue「唯一つの徳」である（別：126）。西田によれば真の自己は、こうした諸動機の調和状態である。さらに、それは「物其者になる」ことによって実現されるという。「物其者になる」とは、私心を離れ、事柄そのものに専心すること

を意味するが、この事態を論じる際にも「客観的光」や「事実」という語が用いられている。たしかに、西田は、リップスが「理性」や「考量（Abwägen）」という語を用いた点を抽象的と批判し、リップスが重視する主観／客観の区別（別：103）を行為者のありように応じて変化するものととらえて「至誠」を「Do your best」と言い換えてもいる（別：113）。しかし西田はリップスとの差異を強調する際にも、我々の内的要求を「客観的光」の下でとらえることを前提しているのである。主観的制約を離れ、動機の事実性に即していこうとするリップスの主張を援用することで、西田は自身の至誠の倫理の客観性に説得力を与えようとしたという。

「Do your best」といふことは Tatsachenforderung「事実の要求」のまゝを働かすといふことで、之が Lipsの ob「[eactive] Beleuchtung「客観的光」の意になる。すべてを棄て、全く objective「客観的」に見るのである。即ち全く自己を去つた aesthetische Anschauung「美的直観」の状態である。α [Lipsなどは objective Beleuchtungの性質をよく論じて居らぬが、objectiveになるといふのは自己を去るといふことである。自己を去るといふことは exp「[erience]」[経験]の中に一の特別な centre「中心」を作らぬといふことである。】即ち物其者になることである。物其者になるといふのはその者に統一となるのである。統一とかいへは自分が統一する様であるが物其者になれば物が自然に統一するのである。美とか善とかいふものは皆かゝる自然の統一より出て来つたもので我の如何ともすることのできないものである（別：114-115）。

六 「事実の要求」と心理主義批判

西田は事実を強調するリップス倫理学を援用することで自身の至誠の倫理の客観性を高めようとしたが、心理主義と論理主義の対立という観点からみるとリップスの事実をめぐる議論には興味深い二面性がある。周知の如く『善の研究』から『自覚に於ける直観と反省』にいたる西田の思索の発展は、リッカート等、新カント学派の論理主義的な思想からの刺激を受けて、心理主義と見なされかねなかった純粹経験説の立場を乗り越えていくプロセスであった。実は西田が「ノート」の中でしばしば用いるリップスの「[*Factschenforderung*]「事実の要求」という言葉は、リップスの論理主義的転回を象徴づける術語だったのである。

確かに初期リップスをフッサールやハイデガーは心理主義と見なした。しかし、彼は一九〇二年頃から立場を大きく変える。その結果、フッサールは『論理学研究 (*Logische Untersuchungen*)』第二版の序言(一九一三年)において「一九〇二年頃以降の非常に重要な独創的著述におけるT・リップスは、本書『論理学研究』で引用される彼とはもはや決して同じではない」と述べ、ハイデガーはそれを、完全には「心理主義を克服しはしなかった」ものの、『純粹論理学的な判断論に最も接近』したと評価する⁶⁾。

『倫理学の根本問題』初版(一八九九年)の時点では心理主義であるが、西田が参照している一九〇五年の第二版では、随所に追記や書き換えが見られ、その中には論理主義的な思想も含まれている。「事実の要求」はこの際に追記された内容であった。

まず、リップスの事実の要求(対象の要求ともいわれる)という論理主義的思想を、一九〇五年に刊行された『意識と対象 (*Bewusstsein und Gegenstände*)』の第七章「対象の〈要求〉(*Die Forderungen der Gegenstände*)」に即して確認したい。リップスは「事実性とは対象が要求するということ」だと述べ、たとえば加熱された物体が膨張するという事実は、加熱されたものが「膨張する」という仕方であらわれるように要求しているのだと解釈する。論理主義と関連して重要なのは、彼が対象の要求は心理的な強制力ではないと主張し、意識を超えた対象と、意識やその内容を区別する点である。先の例でいえば、我々は加熱した物体が膨張しているように考える心的な強制力を受けるのではなく、ただ我々は膨張すると考えるべき(*sollen*)なのである。私の意識の中で強制という作用を持つのは心的事実であり、対象はそうした心的事実ではないのだから、対象が私の中で作用することはない。このように主張したうえで、リップスは対象の要求と心的強制力の区別が心理主義者に墮するか否かの決め手になるという。

人が対象の要求を、強迫(*Zwang*)や強制(*Nötigung*)などを意味するすべてのものから厳密に分離することを怠った場合には、人は意識を超えた対象を、意識とその内容(『中略』)と混同し、対象を主観化し、心理学者が犯す最も罪深い過ちを犯すことになる。すなわち、人は心理学者から「心理主義者」となる⁸⁾。

こうした心理主義批判が「事実が私の中で十分に作用する」とを求めるリップス『倫理学の根本問題』の基本的発想と矛盾し

ていることに注意が必要である。事実（動機）が意識の中で作用するなら、その事実はその自体心的事実でなければならない。それにもかかわらず、リップスは第二版の中で、倫理的な当為の意識を論理的当為と対応づけ、『意識と対象』と同じく膨張する物体の例をひいて、倫理的当為もまた、強制ではなく、要求であると主張する（L:14f, 訳:176）。

西田はリップスの論理主義的転回を理解していたはずである。「ノート」の中で、リップスの膨張する物体の例、（心的強制力としての）「ねばならない（Müssen）」と「当為（Sollen）」の区別を引き合いに出すし、第七章を含めた『意識と対象』のほぼ全章に関する読書ノートもある。しかし「ノート」では「事実の要求」という語を好んで用いながらも、諸動機の調和を求める第一版由来の議論を評価している。西田は論理主義的な含意を持つ「事実の要求」という語を多用しながらも、実質的には諸動機が調和して意識中で作用することを求める心理主義的な事実の作用の倫理という方向でリップス倫理学を援用していたのである。

おわりに——所謂心的事実の如きものではなく…

直接なる要求の事実

最後に「事実の要求」について、「ノート」以後の西田の思索の進展の方向を確認する。西田がリッカートによる心理主義批判を理解したことが最初に確認できるのは「認識論における純論理派の主張について」（一九二一年八月、九月）であり、時間的な心的事実と認識に関わる価値を区別すべきとする論理主義の論点を

正しくパラフレースする。次いで、「高橋（里美）文学士の拙著『善の研究』に対する批評に答ふ」（一九二二年九月）では高橋による心理主義批判に対して反論する。西田によれば、高橋は事実を「或個人が或場所或時に或事を意識したといふ意味の事実」ととらえているが、そのような事実は「我々の思惟によつて作為せられたもので、真に直接なるものといふ意味に於ての事実ではない」。

我々の直接経験の事実に於ては、すべてがそれぞれの意味を有つた要求の事実である、判断に就て見ても、直接経験に於ける判断の事実は所謂心的事実の如きものではなくして、却つてリップスの云ふごとく直接なる要求の事実である、即ち判断其者である。かく直接経験の事実は要求の事実即ち理想的努力の事実であるとすれば…（NKZ:260）。

西田はリップスの事実の要求（要求の事実）を、心的事実とは異なつた理想的なものとして、つまりその論理主義的な意味で受け取り、しかもそれを「直接経験の事実」と解している。リップスの主張した、心的事実と区別された超意識的で対象的な事実性のもとに直接経験をとらえることが本当に可能なのかは問題を含むが、西田がここでリップスの論理主義的な事実概念を自身の哲学に取り入れようとしたことは確かである。そこにはリッカート等、多くの論理主義者たちが意味や価値と区別しようとした心的作用の事実としての事実とははつきり異なつた事実概念がある。

本稿で示したように、西田の至誠の倫理は、真の自己の探求において事実に即すことを求め、そのことによつて客観性を確保しようとした。リップスの思想は、「事実が私の中で十分に作用する」

ことを求める点で、西田がすでに抱いていたこうした至誠の倫理の客観性を補強する手がかりになると共に、その事実の概念そのものを動揺させる「事実の要求」の思想は、心理主義批判に対応する新しい立場を模索するスプリングボードとなつたいえよう。

参考文献

- Lips, Theodor. *Die ethischen Grundfragen*. Hamburg und Leipzig. Leopold Voh, 1899.
- Lips, Theodor. *Die ethischen Grundfragen*. Zweite, teilweise umgearbeitete Auflage. Hamburg und Leipzig. Leopold Voh, 1905 (a). (訳文は島田四郎訳『倫理学の根本問題』玉川大学出版部、一九六〇年を参照した。)
- Lips, Theodor. *Beusstsein und Gegenstände*. Leipzig. Wilhelm Engelmann, 1905 (b).
- 相良亨「日本における道徳理論」『相良亨著作集五 日本人論』ペリカン社、一九九二年、四〇一―四二二頁。
- 中嶋優太「ノート全50冊の調書」『西田幾多郎未公開ノート類研究資料化報告4』石川県西田幾多郎記念哲学館、二〇二二年、六二―一六三頁。
- 西田幾多郎『西田幾多郎全集』岩波書店、二〇〇二―二〇〇九年。
- 西田幾多郎『西田幾多郎全集別巻』岩波書店、二〇一〇年。
- M・ハイデガー「心理学主義の判断論」(岡村信孝訳)『ハイデッガー全集 第一集 初期論文集』創文社、一九九六年。
- E・フッサール『論理学研究』(Logische Untersuchungen) Ⅱ(立松弘孝訳)みすず書房、一九六八年。
- 八坂哲弘「西田幾多郎のフィードラー受容とリップスの「感情移入」説」『日本哲学史研究』京都大学大学院文学研究科日本哲学史研究室、二〇一五年、一四二―一七二頁。

【凡例】

西田(二〇〇二―二〇〇九年)からの引用は略号「NKZ」を用い、巻数および

頁数を付した。西田(二〇二〇年)からの引用は略号「別」を用い、頁数を付した。〔 〕は全集収録にさいして編集担当者が付した補足、《 》は本稿のために付した補足である。〔 〕内の訳語については文脈に即して修正したものもある。Lips (1905a)からの引用には略号「L」を用い、頁数を付した。

- (1) 相良亨は『善の研究』の「至誠」を近世の「己むを得ざるものとしての誠」と関連付けている(相良・一九九二年)。ノートでは「true moral deed」(「真の道徳的行為」)は皆内に顧みて己むを得ぬといふ所の至誠より発したものであると思ふ(別::106)と書かれているほか、孟子「公孫丑章句上」の「浩然の氣」の一節も引かれている。
- (2) 西田とリップスの感情移入説の関係については八坂(二〇一五年)。八坂は西田の『自覚に於ける直観と反省』(一九一七年)以降の著作を用い、西田の芸術論の背景にある感情理解がリップスの感情移入説を踏まえたものであることを指摘している。本稿では八坂の指摘よりも早い時期に西田がリップスの思想を受容しており、またその際に西田が注目していたのは美学上の感情移入説ではなく、倫理学上の事実をめぐる主張(事実の作用の倫理、及び事実の要求の思想)であったことを示した。
- (3) 資料番号 G-07。中嶋(二〇二二年)。「西田幾多郎ノート類デジタルアーカイブ」(西田哲学館)でもノートの全画像を公開している。
- (4) 「energeism」は字形が読みにくく、全集では「energetism」の可能性も示したが、文脈から『善の研究』にもある「活動説(energetism)」(NKZ: 115)と見て間違ふな。
- (5) E・フッサール (1968: 12)
- (6) M・ハイデガー (1996: 125/65)
- (7) Lips (1905b: 78)
- (8) Lips (1905b: 82)

(なかじま・ゆうた、西田哲学・日本哲学史)

石川県西田幾多郎記念哲学館専門員)